

しずおか中部連携中枢都市圏事業
テレワーカー育成業務
プロポーザル実施仕様書

静岡市企画局企画課

1 業務名

平成 30 年度企企委第 6 号 しずおか中部連携中枢都市圏事業 テレワーカー育成業務

2 業務の目的

(1) 背景

静岡市では、急速な人口減少、少子高齢化が進行する中であっても、静岡県中部地域に位置する島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町と共に「しずおか中部連携中枢都市圏」を形成している。

本連携中枢都市圏では、具体的な連携事業を示したビジョンを策定し、効果的な施策を展開することにより、圏域全体の活力向上に繋げていくことに加えて、圏域内の「交流」、圏域外の首都圏や海外からの「来訪」を活発化させることで、圏域全体の「定住」人口の増加に結びつけていく。

(2) 目的

本連携中枢都市圏の連携事業として、個人による自営型テレワークの普及促進事業に取り組み、場所や環境の制約を受けずに、主体的に仕事をする多様な個人を増やすことを目的とする。

また、静岡県中部地域の 5 市 2 町が共同で取り組むことにより、テレワーカー拡大効果を上げ、テレワーカー人材が地域に増えることで、将来に渡って、働き方改革や起業促進、女性活躍等の多様な事業や社会テーマとの相乗効果を見込む。

3 業務概要

(1) 本業務の役割

本業務ではテレワークという働き方の認知を広げ、当該地域の希望者がはじめての一步を踏み出すための機会提供（情報と基本知識習得）を、ネットプロモーションと eラーニングで均等に与えることを役割とする。

育成されたテレワーカーに対する具体的な仕事提供については、自治体ごとの独自事業紹介の他、クラウドソーシングサービスの利用促進によって実現する。

(2) 事業の対象

ア. 静岡県中部 5 市 2 町在住者を対象者とする。

※ 5 市 2 町：静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
イ. 自営型テレワークでの仕事に関心のある求職者、副業希望者、フリーランス等を対象者とする。

(3) 委託業務内容

主な業務内容は、次の機能を有するサイトの構築、サイトの運用に必要な関連業務及び広報啓発プロモーションを行うものである。

- ア. eラーニングシステムの開発
- イ. 動画コンテンツの開発
- ウ. システム運用保守業務
- エ. 広報啓発プロモーション業務

(4) 委託事業の期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(5) 業務の範囲

本業務が想定している委託業務範囲は、次のとおりとする。

- ア. 本サイトの開発に必要な設計、テスト、インターネット公開、公開後の運用保守までのすべての工程作業
- イ. 本サイトの周知、広報啓発プロモーションに係る作業
- ウ. サイト導入に伴う職員等に対する研修の実施

(6) スケジュール

平成 30 年度中にサイトを公開予定。

(7) 経費

本委託業務に要する費用については、6,000,000 円以内（消費税込み）であること。

(8) 事業目標

年間 200 名の当事業への登録を目指す。

4 提案の前提条件

(1) 機能要件

ア. eラーニングシステムの開発

利用者登録（ログイン）機能、動画視聴機能、受講管理機能、受講者へのメッセージ配信機能を備えた、eラーニングシステムを開発すること。

利用者登録に際しては、事業の有用検証に必要だと思われる情報を収集し、管理する。管理情報は分析に利用し、管理情報を活用した受講者への情報配信は委託者の許可を得ること。

イ. 動画コンテンツの開発

e ラーニングシステムで視聴可能な動画コンテンツを開発する。当事業の趣旨や、受講者のニーズ・想定知識レベルを踏まえて有効なコンテンツを揃えること。

ウ. 受講者フォロー（学習支援、情報提供）

受講者に対し、e ラーニング受講時の学習支援を行う。学習支援により、受講修了率を高めることを目指す。具体的な支援内容や支援方法は、企画提案すること。

e ラーニング受講が終了した受講者に対し、実際にテレワークを始められるよう情報提供を行う。情報内容や提供方法は、企画提案すること。

エ. e ラーニングシステム保守管理

構築した公式ウェブサイトおよび e ラーニングシステムに関し、運用期間中に求めるサービスレベルを満たす安定したシステム運用を管理・統括すること。

オ. 広報啓発プロモーション

中部 5 市 2 町に展開される共同プロモーションを実施すること。インターネット広報等の利用により、効率性を高めながら、顕在ニーズ及び潜在ニーズを持つ個人に広く情報が伝達できるよう工夫すること。

また、ポータルサイトを構築し、広報プロモーションの受け皿とし、テレワークへの知識がない個人の関心を喚起し、e ラーニング受講に進める内容にすること。

(2) システム要件

ア. 利用を想定するクライアントの OS は Windows OS とし、使用ブラウザは Internet Explorer11 以降とする。また、Firefox、Chrome、Safari など一般に普及しているブラウザで、ほぼ同様の画面を表示することができるように作成すること。

イ. iOS、Android 等の OS を搭載したスマートフォン等からのアクセスについても、利用者にストレスを与えることなく目的の情報を直感的に探すことができるように、画面レイアウト等を工夫すること。

ウ. 利用者 ID 及びパスワード等で個人認証を行うことができること。パスワード等の重要な情報は暗号化すること。

エ. アクセス記録（ログイン名等）を取得・保存し、アクセス数その他分析結果を毎月報告すること。

オ. プロトコルとして、TCP/IP を使用すること。TCP/IP 上では、送受信のプロトコルは HTTPS を使用すること。

カ. 外部の攻撃から守るために、インターネットとの境界にファイアウォールを設置し、かつ、静岡県自治体情報セキュリティクラウドを利用すること。セキュリティクラウド利用に係る経費は受託者が負担すること。

キ. 独立行政法人情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方」（最新版）に基づき、脆弱性を排除すること。

ク. その他の要件は別紙「システム保守業務仕様書」を参照すること。

(3) ドメイン管理

レジストラ又はJPドメイン名指定事業者に対するドメインの諸手続（取得、変更及び削除を含む。）については、受託者において実施すること。また、公開されるドメイン情報及び公開連絡窓口については、事前に委託者に確認した上で手続を行うこと。なお、レジストラ又はJPドメイン名指定事業者若しくはレジストリ（JPRS）から諸手続に関する通知、協議等があった場合には、遅滞なく本市に連絡すること。

5 開発体制及び方法等

開発体制及び方法等に係わる要件は以下の通りとする。

(1) 開発体制等

- ア. 本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者と、同責任者のもとで開発を行う実施担当者の2名以上を配置すること。なお、技術協力事業者の実施者を含めて提案する場合においても、実施責任者及び実施担当者の計2名以上は自社の実施者であることを要する。
- イ. 必要なサービス提供に係る技術力、知識を有した実施者による構築体制を確保すること。
- ウ. 実施責任者および実施担当者は、本市担当者と十分な意志疎通が図れること。
- エ. 作業体制に変更が生じる場合、その旨を本市に報告し、承認を得ること。
- オ. 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を確保すること。

(2) 開発環境等

ア. 開発環境

システム開発に必要な開発環境（ハードウェア、ソフトウェア環境等）は受託者が用意すること。また開発に使用する環境においては、ウイルス対策、セキュリティーホール対策等、十分なセキュリティ対策が実施されていること。

イ. 開発場所

- (ア) システム開発を行う場所は受託者が用意すること。なお、進捗報告会や共同レビュー等における場所については本市が用意する。
- (イ) 開発場所において、必要なセキュリティ確保を図ること。

(3) 開発管理手法等

ア. 開発手法等

- (ア) 作業工程毎に、作業内容、作業担当者、成果物、レビュー方法、懸念事項、開始・終了条件を明確にすること。
- (イ) 各設計書、各機能確認結果の報告は共同レビューとすること。

イ. 開発スケジュール

平成30年度中の公開に向けて、実現可能なスケジュールを提案すること。なお、詳細

については本市と協議しその指示に従うこと。

6 最終成果物

(1) 納入物件

ア. システム開発資料

(ア) システム構成・設定内容等を把握できる資料（一般的には、「概要設計書」や「詳細設計書」等）を作成すること。

(イ) 受託者が実施したテストの内容と実施結果を把握できる資料（一般的には、「テスト計画書」や「テスト結果報告書」等）を作成すること。

(ウ) システムリリースの計画と実施結果を把握できる資料（一般的には、「リリース計画書」や「リリース結果報告書」等）を作成すること。

イ. プログラム本体及びソースファイル

ウ. 広報啓発プロモーション実施報告書

(2) 納入期限

平成31年3月31日

(3) 納入場所

静岡市役所 静岡庁舎新館9階 企画課

(4) 検収条件

検収では納入物件が本仕様書に記載した要件を満たすかの確認を行う。

7 特記事項

(1) 機密保持等

ア. 委託業務の実施において、本市の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。

イ. すべての作業において、本業務に係るデータ及び情報システムの取扱いには細心の注意をもって管理すること。

ウ. 委託業務の処理上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。またそのために必要な措置を講じること。

エ. 本市及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、本市が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

8 著作権等

(1) 委託業務の最終成果物（プログラムファイル、サービス仕様書、各種マニュアル等）に関しては、著作権及び所有権は請負者との間で共有とし、また著作者は第

三者に対して著作権人格権を行使しないこと。

- (2) 本システムの構築の一部もしくは全部において、パッケージシステム（クラウドサービスを含む）を用いる場合は、パッケージシステムを本市用にカスタマイズした部分についても（1）と同様の取扱いとすること。
- (3) 委託業務の最終成果物は、他者の知的所有権への配慮がなされていること。

9 その他

- (1) 委託業務の最終成果物の瑕疵に対して納入後1年間無償補修ができる体制を用意すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上、対応について決定するものとする。